

政経情報研究会 様

ご連絡ありがとうございます。いただいたご質問に対する回答を下記の通りお送りさせていただきます。

## 記

「家族の法制に関する世論調査」における選択的夫婦別氏制度に関する問 10 は、同制度に対する是非ではなく、選択枝を広げる法改正を行うことについて質問と考えています。また、その選択項目である(ウ)は、通称名をどこでも使用できるよう法改正をしてもよいとのことであり、賛成意見も含めると一定程度の方が法改正をすることにより、何らかの形で容認してもよいとの意見をお持ちと判断いたしました。

しかしながら、このことについては夫婦が同じ名字(姓)を名乗ることの法改正に賛成する声、法改正に反対する声と意見が割れ、様々な意見があります。区議会内でも同様であり、まだまだ議論の必要があるものと考えています。

このため、近年様々な社会情勢や意見があるなか、今回の意見書については、一律に法改正により容認すべしということではなく、夫婦の名字(姓)がどうあるべきか、区議会においてはもちろんのこと、議論を進めるよう要望を国等にしたものです。

令和4年3月31日

江戸川区議会議長